

SNS等のネット誹謗中傷問題

—プロバイダ責任制限法の改正経緯とポイント—

今年の通常国会でプロバイダ責任制限法の改正法が成立した（施行は公布から1年6か月以内）。

プロバイダ責任制限法が制定されてから20年が経過し、SNSにおける誹謗中傷などが大きな社会問題となり、インターネットを取り巻く環境の変化に対応した迅速な被害救済を実現するため、同法の改正が強く求められていたものである。

今回の改正は、インターネット上で誹謗中傷の投稿をした者を迅速に特定するための新たな裁判手続の創設、発信者情報の開示対象拡大を柱とする大改正で、条文数も大幅に増加。一読では理解困難な非常に複雑なものとなっている。

そこで、今回の特集では、まず、プロバイダ責任制限法の改正について議論を重ねた総務省の「発信者情報開示の在り方に関する研究会」座長が議論の経過等を紹介し、続いて、開示請求に詳しい会員が改正法のポイントについて解説する。

LIBRA 編集会議 富田 寛之、保高 睦美

CONTENTS

- 「発信者情報開示の在り方に関する研究会」と今後の課題 2頁
- プロバイダ責任制限法の改正概要と実務への影響 7頁

「発信者情報開示の在り方に関する研究会」と今後の課題

京都大学大学院法学研究科教授 曾我部 真裕



1 はじめに

本稿では、筆者が座長を務めた総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会」（以下「本研究会」という）に関連する動きを紹介したのち、本特集別稿では触れられていない裁判外（任意）開示の

促進に関する取り組みに触れ、最後に、今後の課題について私見を述べることとする。

2 本研究会の経過など

本研究会は異例の経過をたどったことをまず記し

ておきたい。本研究会での議論には、かなりの社会的注目が集まったが、それは、2020年5月23日にプロレスラーの木村花氏が死去したことがきっかけである。人気リアリティ番組に出演していた木村氏は、番組内での言動に関してSNS上で激しい誹謗中傷を受けていた*1。

しかし、本研究会が検討を開始したのはそれに先立つ同年4月30日であって、木村氏の件が本研究会設置の契機となったわけではない。同日の第1回会議の議事内容を見ると、発信者情報開示の対象拡大のための総務省令改正や、任意開示の拡大などの点が課題となっていることが分かる*2。いずれも、当時、発信者情報開示の実務で問題となっていたものであり、それを法律の改正などの大規模な対応ではなく、実務的な対応を検討しようとする、いわば地味な研究会としてスタートしたのである。

ところが、木村氏の件を受けて、折しも開催されていた本研究会に一躍スポットライトが当たり、政治レベルの関心も向けられた。すなわち、6月には自由民主党及び公明党からそれぞれインターネット上の誹謗中傷・人権侵害等に関する提言がなされ、そこでは、法改正も含む本格的な検討を求めている。

本研究会のアジェンダが拡大し、「中間とりまとめ」（2020年8月31日）において、プロバイダ責任制限法の大規模な改正を伴う「新たな裁判手続」を検討する方針が打ち出された背景には、こうした社会的・政治的状況があったことは否定できない。これについては研究会内外で戸惑いがあったことも事実で、中間とりまとめ以降の本研究会では、緊張感ある議論が行われた。

「中間とりまとめ」に話を戻すと、そこでは、①発信者情報の開示対象の拡大、②新たな裁判手続の

創設の検討、③ログの保存に関する取扱い、④海外事業者への発信者情報開示に関する課題、⑤裁判外（任意）開示の促進、といった項目が検討された。①のうち、「電話番号」を開示対象とする点は省令改正で対応可能であり、直ちに実現された*3。もう1点、ログイン時情報の開示に関しては法改正による対応に向けて検討することが適当だとされた。社会的に特に注目された②に関しては、通信の秘密をはじめとする発信者の権利利益への影響も大きいいため、創設の可否を含めて、検討を進めるのが適当だとされた。③④は②の議論の中で対応する方針となった。⑤に関しては後述するが、法令改正は適当ではなく、より実務的な改善を図るべきことが示された。

「中間とりまとめ」以降は、「新たな裁判手続」に関する議論が中心となった。こうした検討がなされる契機となった問題意識とは裏腹に、委員からは、発信者情報開示請求の濫用が現実に存在することを念頭に、通信の秘密をはじめとする発信者の権利利益を保護するための各種の措置が必要であることが指摘され、緊張感のあるやり取りがなされた。

「最終とりまとめ」は、2020年11月12日に案文が了承されたのち、意見募集手続に付され、12月22日に確定版が公表された。そこでは、①発信者情報開示の対象拡大に関しては、ログイン時情報の開示のあり方について掘り下げられた検討が行われた、②従来の手続に加えて、非訟事件としての「新たな裁判手続」を新たに設けることを前提に、具体的な制度設計を検討することが適当であるとされた（ログの保全や海外事業者への対応についてもその中で検討された）、③裁判外（任意）開示の促進に関しては、中間とりまとめでの方針のほか、この間に民間でのガイドラインの検討が進みつつあること

*1：当該番組に対しては人権侵害等であるとしてBPO（放送倫理・番組向上機構）放送人権委員会に申し立てがなされ、2021年3月30日に委員会の決定が公表されている（https://www.bpo.gr.jp/?p=10741&meta_key=2020）。事実経過に関しても、この決定文がある程度参考になると思われるのでここで言及しておく。

*2：本研究会の資料は、総務省ウェブサイトで公開されている（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/index.html）。

*3：この点の解説として、中澤佑一「新たに発信者情報に追加された『発信者の電話番号』を活用した発信者の特定」現代消費者法50号（2021年）115頁。

を踏まえて、総務省としても支援していくことが適当だとされた。

本研究会の役割はここまでであり、その後は、総務省において、関係省庁とも協議しつつ、法案化に向けた作業が行われた。2021年2月、プロバイダ責任制限法の改正案が通常国会に提出され、4月21日に成立した。改正法では、「新たな裁判手続」(改正法では、「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続」と称されるが、本稿ではさしあたり「新たな裁判手続」と呼んでおく)も含め、「最終とりまとめ」での提言が具体化されたといえるが、詳細については本特集の別稿に委ねる*4。

3 裁判外(任意)開示の促進について

(1) 改正法における裁判外開示の位置づけ

改正後のプロバイダ責任制限法5条1項、2項(改正前の4条1項)では、発信者情報の開示請求権を実体法上の権利としている。本研究会の議論の過程では、実体法上の権利ではなく、非訟手続を通じての開示命令へと位置づけ直そうという考え方も示された。しかし、「最終とりまとめ」においては、①請求権に「代えて」非訟手続を創設する案と、②請求権に「加えて」非訟手続を創設する案とを比較検討した結果、②が適当であるとされた(「最終とりまとめ」14-15頁)。改正法においても、上記の通り、5条1項、2項において、実体法上の請求権としての位置づけがなされている。

実体法上の請求権として位置づけられているということは、さしあたり2つの帰結を生む。第1に、裁判を受ける権利(憲法32条)を保障するため、開示請求については、最終的には訴訟で争うことができなければならないということである。「新たな裁判手続」は非訟手続であるが、決定に不服のある当事者は異議の訴えを提起することができる(改正

法14条1項)。なお、最初から「新たな裁判手続」ではなく、従来通りの開示訴訟(コンテンツプロバイダに対する仮処分申立てとアクセスプロバイダに対する本案訴訟)を提起することもできる(詳細は本特集の別稿を参照)。

第2に、ここで注目したいのは、実体法上の請求権であるため、裁判外での任意開示を求めることもできる(プロバイダから見れば、任意開示が許される)ことである。発信者情報は通信の秘密(電気通信事業法4条1項)に含まれるため、むやみに開示することは刑事罰の対象となるが、発信者情報開示請求に応じる場合には開示が許される。そして、ネット上の権利侵害の被害者(請求者)にとっても、裁判外開示を受けられれば救済面で極めて有益である。しかしながら、裁判外開示がなされることはそれほど多くないと言われている。

前述の通り、改正法においても実体法上の請求権としての位置づけは維持されたので、被害者救済の観点から、裁判外開示の促進が課題となる。

(2) 裁判外開示の促進に向けた方策

今見たように、被害者救済の観点からは、裁判外開示の促進が求められるが、他方で、発信者情報開示の要件を充足しているか否かの判断をプロバイダが行うことには困難が伴うことから、その実現は容易ではない。

具体的には、権利侵害の明白性要件(改正法5条1項1号及び2項1号。改正前の4条1項1号)の充足を巡る判断の負担が問題となる。この点、著作権侵害に関しては、明白性の判断が比較的容易であるとして、裁判外開示が比較的進んでいるとみられる*5。

しかし、誹謗中傷として問題となる名誉毀損や侮辱に関しては、事情が異なる。そもそも、権利侵害の明白性とは、総務省の逐条解説によれば、「権利

*4：なお、「最終とりまとめ」を前提とするものであるが、「新たな裁判手続」に関してもっとも信頼できる整理として、垣内秀介「発信者情報開示手続の今後」ジュリスト1554号(2021年)25頁。この論考も含む同号の「特集 インターネット上の誹謗中傷問題 プロ責任法の課題」は、垣内教授及び筆者を含め、本研究会の構成員5名及び総務省の担当者が寄稿しており、本稿のテーマにとって重要である。

*5：NTTコミュニケーションズ「当社における発信者情報開示請求の現状について」(本研究会第1回資料1-4)4頁参照。

の侵害がなされたことが明白であるという趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまでを意味する^{*6}とされる。そうすると、名誉毀損に関して言えば、表現内容の真実性や誤信相当性の判断まで要求されることもありうるどころ、プロバイダがこれらの点を判断することは不可能であろう。

本研究会においてこの点を主として述べているのは「中間とりまとめ」であるが、そこでは、例えば、権利侵害の明白性の要件の解釈を整理して、上記の逐条解説等において明確化することや、要件該当性の判断に資するために、プロバイダにアドバイスをを行う民間相談機関の充実や、裁判手続において要件に該当すると判断された事例等をガイドラインにおいて集積するなどの取組が有効であるなどとされている（「中間とりまとめ」23-24頁）。

これまでも、プロバイダにおける関係事業者から構成されるプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が、「発信者情報開示関係ガイドライン」^{*7}を定めてきたが、この点に関しては一般的な説明にとどまり、権利侵害の明白性の判断に資するところは多くなかった。そこで、「中間とりまとめ」の上記指摘を受け、一般社団法人セーフインターネット協会（SIA）が、有識者からなる「権利侵害投稿等の対応に関する検討会」を設置して検討の上、2021年4月、「権利侵害明白性ガイドライン」を定め、「権利侵害明白性ガイドライン相談窓口」を設置した^{*8}。

この「権利侵害明白性ガイドライン」は、上記の「発信者情報開示関係ガイドライン」を補完するものであり、名誉毀損及び名誉感情侵害に関して権利侵害明白性の判断の参考とすることができる資料として位置づけられている。

その内容を簡単にみると、名誉毀損に関しては、①公共性が欠けると明白に判断できる類型、②公益目的に欠けると明白に判断できる類型が挙げられている。そして、①に関しては、「一般私人の私生活上の行状に関する投稿であれば公共性が欠けることが明白であるといえ、名誉毀損が明白な類型と判断する」とされている。②に関しては、「権利侵害情報内に嫌がらせ、復讐、人身攻撃目的など、公益以外の目的である旨が明記されている場合であって、かつ、文脈上、公益目的であることを推認させる事情が全くない場合には、公益目的に欠けることが明らかと考えられる」とされている（「権利侵害明白性ガイドライン」4-6頁）。

名誉感情侵害に関しては、総合判断によって社会通念上許される限度を超えるかどうかで違法性が判断されることとされており、判断がより難しいところであるが、「権利侵害明白性ガイドライン」では、少なくとも「同一人物が、一般私人に対し、存在を否定する表現を繰り返し執拗に行う場合については、社会通念上許される限度を超え、典型的に名誉感情侵害が明白であると考えられる」としている。

以上からすれば、権利侵害が明確であるといえることとされた場合は、かなり限定的だと印象を与えるかもしれない。しかし、「権利侵害明白性ガイドライン」は、「明白であると判断できる類型のうち、プロバイダが容易に判断可能な類型を示すことによってその判断指針を示す」ことが目的とされていることから、これはやむを得ないといえよう。しかし、裁判外開示には応訴の負担が生じない点でプロバイダにもメリットがある上に、裁判外開示の重要性を指摘した本研究会の2つのとりまとめと「権利侵害明白性ガイドライン」、相談窓口とが相まって、裁判外開示の重要性を再認識させるメッセージを発し

* 6：総務省総合通信基盤局消費者行政第二課『プロバイダ責任制限法〔改訂増補第2版〕』（第一法規、2018年）79頁。なお、開示訴訟の場面に於いては、裁判官からは、立証責任を一応の証明で足りると解釈すべきだと主張もされている（近藤昌昭「民事事実認定の基本的構造と証明度について」判例タイムズ1481号（2021年）12頁）。

* 7：現在の最新版は、2020年9月の第7版補訂版である。プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「発信者情報開示関係ガイドライン（第7版補訂版）」（https://www.telesa.or.jp/wp-content/uploads/provider_hguideline_20200909.pdf）。

* 8：一般社団法人セーフインターネット協会「権利侵害明白性ガイドラインの公表と権利侵害明白性ガイドライン相談窓口設置について」（2021年4月5日、<https://www.saferinternet.or.jp/info/17309/>）。

ているといえ、これを契機に裁判外開示が一定程度促進されることが期待される。

なお、「権利侵害明白性ガイドライン」の公表と同時に、関連する裁判例要旨を集めた資料も公表されている。プロバイダ（主に全国に多数存在する中小規模のプロバイダが想定されている*9）においては、これらを手掛かりに、場合によっては上記の相談窓口を利用しつつ検討を行うことが求められる。

4 今後の課題等

(1) 改正法の安定的な運用に向けて

本稿執筆時点では、改正法の施行時期（公布日（4月28日）から1年6月以内）は不明である。今回の改正によって、プロバイダ責任制限法は、5か条だけのシンプルな法律ではなく、一読して理解困難な、非常に複雑なものとなった（その主たる理由は、「新たな裁判手続」導入に加え、ログイン時情報の開示を認めたことにある）。それだけに、制定時に予測しなかった解釈論上の論点が生じることも予想されるし、そもそも、こうした複雑な手続が広く利用されるかどうかも予断を許さないところである。改正法を広く周知し、利用を促進することによって安定的な実務を早期に確立することが期待される。

もう1点、安定的な運用を確保するために重要なことは、プロバイダ間の協力である。通信技術の複雑化により、アクセスプロバイダにおいて発信者を特定するために必要な情報と、コンテンツプロバイダから提供される情報とに齟齬があり、後者だけでは発信者の特定が困難な場合が生じているという。

この点に対応するため、「最終とりまとめ」においては、「コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダ・有識者・専門性や実務的知見を有する者が協力して発信者の特定手法について支援協力を行える体制やノウハウ共有を行う場が必要である。したがって、総務省は、制度的な検討と並行して、上記の体制及びノウハウ共有を行う場の立ち上げについて、事業者団体及び民間事業者等と連携して取り組むことが適当である」とされている（「最終とりまとめ」20-21頁）。特に、「新たな裁判手続」においては、これまで申立人の代理人が担ってきた上記の齟齬への対応を、コンテンツプロバイダが担うことになるため、この点が非常に重要となる。

なお、改正法の附則は、施行後5年経過後に施行状況について検討すべきことが定められている。

(2) 重層的な対策の必要性

最後に、誹謗中傷への対策として、発信者情報開示の手続はその一部でしかないことを強調しておきたい。「新たな裁判手続」の導入によって一定の負担軽減がなされたとしても、現実には、すべての誹謗中傷に対してこの手続をとるわけにはいかない。

削除要請に対するコンテンツプロバイダの積極的かつ透明性のある対応*10、誰もが加害者になりうることや、場合によっては発信者情報が開示されて法的責任が問われることについてのユーザーへの啓発*11、警告表示など慎重な投稿を促すサービスの使用の工夫、ミュートやブロックといった自衛手段の啓発や相談窓口の存在の周知、等々の重層的な対策の展開が求められる*12。

* 9：アクセスプロバイダ（ISP）の実務の現状として、（一社）日本インターネットプロバイダー協会「発信者情報開示の在り方に関する研究会ISP事業者ヒアリング資料」（本研究会第7回資料7-2）参照。

* 10：この点については、総務省プラットフォームサービスに関する研究会「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」（2020年8月7日）5-8頁参照。

* 11：ユーザーに対する啓発については、法務省、総務省、（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構、（一社）セーフティーインターネット協会の主催で、#NoHeartNoSNSキャンペーンが展開されている（<https://no-heart-no-sns.sماج.or.jp/>）。

* 12：今回の改正法の審議に当たってなされた附帯決議は、課題を理解するにあたって参考となる。衆議院総務委員会の附帯決議（https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/soumuE74D7A49C09E3B56492586B5000F07C3.htm）、参議院総務委員会の附帯決議（https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f064_042001.pdf）。

プロバイダ責任制限法の改正概要と実務への影響



会員 高橋 未紗 (61期)

第1 総論

1 プロバイダ責任制限法の改正経緯

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、以下「法」という)

(1) 改正経緯

今世紀に入り、インターネットは一般人が身近に利用するツールとなったが、それに伴い、匿名での誹謗中傷投稿が社会問題化するようになった。そこで、健全なインターネット環境保持のため発信者情報開示が必要であるとの意識から、2001年に法が制定され、発信者情報開示請求権が認められた。制定当時は、2ちゃんねるなどの電子掲示板サービスにおける違法投稿が念頭にあったものと思われる。

しかし、それから20年が経過し、同法制定時には想定されていなかったソーシャルネットワーキングサービス(SNS)や、海外事業者によるサービスなどが広く普及するようになった。

そのため、現行の法の条文がうまくフィットせず、権利侵害投稿はあるのに発信者情報の開示を求めることができない場合や、通信記録の保存期間は一般的に3か月から半年と言われており、開示にはスピードが要求されるにもかかわらず、海外事業者への送達等に時間を要し、事実上発信者の特定が困難となる場合があり、被害者が泣き寝入りせざるを得ないケースも散見されるようになった。

また現行法下では、例えばブログに権利侵害投稿がなされて、被害者が発信者を特定しようとする場合、ブログ運営者であるコンテンツプロバイダ(以下

「CP」という)に対しIPアドレス等の発信者情報開示仮処分を行い、開示された情報に基づき、当該投稿の通信を媒介した携帯電話会社などのアクセスプロバイダ(以下「AP」という)に対し、契約者の氏名住所等の開示を求め発信者情報開示請求訴訟を行う(訴訟提起前に発信者情報の消去禁止仮処分を行うこともある)といった、2段階の裁判手続を踏まねばならず、被害者が大変な労力を強いられる状況である。

このように現行法では、被害者の権利救済に課題が多くみられるようになったことから、発信者の表現の自由と、被害者の権利救済とのバランスを取りつつ、今般、法改正に至ったものである。

(2) 改正の検討経緯

法の改正経緯については、本特集別稿に詳細が記されており、そちらをご参照いただきたいが、別稿執筆者である曾我部真裕教授を座長とする総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会」(以下「研究会」という)*1において検討が進められ、同研究会による「最終とりまとめ」*2にて改正方針の提言がなされた。それを受けて、2021年2月に法の改正案が通常国会に提出され、4月21日に成立した。

2 改正のポイント

大きな改正のポイントは、次の2点である。

1点目は、新たな裁判手続の創設である。前述の通り、現行法では発信者の特定のために2回の裁判

*1: 発信者情報開示の在り方に関する研究会(総務省ウェブサイト) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/index.html

*2: 最終とりまとめ(総務省ウェブサイト) https://www.soumu.go.jp/main_content/000724725.pdf

手続が必要であったが、これを1つの手続で行うことができる新たな裁判手続（発信者情報開示命令事件に関する裁判手続）を非訟手続として創設した。これにより、裁判所は発信者情報開示命令を発令するまでの間、通信記録の保全のため、CPに対し、APに通信記録を提供するよう命じる「提供命令」及びCPまたはAPに発信者情報の消去禁止を命じる「消去禁止命令」を発令できるようになった。また非訟手続とすることで、海外事業者への対応が簡易になった。

2点目は、開示請求対象範囲の拡大である。SNSなどのログイン型サービスでは、ログイン時通信記録は保有しているが、権利侵害投稿時の通信記録は保存されていない場合がある。しかし、現行法では、権利侵害投稿に係る通信記録のみが開示対象となり、ログイン時記録は対象範囲外として開示請求ができない場合があった。そのため、発信者特定に必要な場合には、ログイン時情報が開示対象となるように、対象範囲を拡大した。

3 本稿について

筆者は、被害者代理人として発信者情報開示請求事件を取り扱っており、SNSによる誹謗中傷事件や、海外事業者を相手方とした事件も経験している。本稿では、被害者代理人の観点も踏まえつつ、法の改正につき若干の検討を試みるものである。

なお本稿執筆時点（2021年4月15日）では、改正法案*3は国会に提出されて審議中の状況である。検討には慎重を期しているものの、誤りがあればご容赦いただきたい。

なお改正法附則1条によれば、施行期日は、公布日から1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされており、施行は早くとも2022年以降となる見込みである。

第2 新たな裁判手続の創設

1 現行法の問題点

法の制定により、発信者情報開示請求権が創設されたものの、開示にあたっては、権利侵害の明白性（現行法4条1項1号）が要件とされた。ところが、第三者であるプロバイダからすると、被害者から任意での発信者情報開示請求をされても、当該投稿の権利侵害が明白かどうか判断に悩むことが多い。その結果、プロバイダによる任意開示は進まず、発信者情報開示にあたっては、原則、裁判手続を経ることを余儀なくされるようになった。

しかし第1で述べた通り、裁判手続にて発信者情報開示を行う場合、①CPに対する、発信者のIPアドレス等の発信者情報開示仮処分を行い、開示された情報をもとに、②APに対する、契約者の氏名住所等の発信者情報開示請求訴訟（その間に発信者情報が消去される可能性がある場合は、消去禁止仮処分を経る）を提起するという2段階の裁判手続を経る必要がある。被害者としては、通常、発信者に対し損害賠償請求を行うために発信者を特定するのであるから、当該損害賠償請求訴訟等を含めると、3回も裁判手続を取ることになり、非常に大きな負担となっていた。

しかも、CP・APとも、一般的に投稿時から3か月から半年の間には保存ログを消去してしまうため、時間切れで特定に至らないことや、CPから開示された情報だけでは、情報不足でAPが発信者を特定できない場合もあり、被害者としては発信者特定ができるかどうか見通しが立たないまま、費用と時間をかけて裁判手続を取るかどうかの決断を迫られるのである。

* 3：改正案新旧対象条文（総務省ウェブサイト）https://www.soumu.go.jp/main_content/000734830.pdf
改正案概要（総務省ウェブサイト）https://www.soumu.go.jp/main_content/000734827.pdf
改正案要綱（総務省ウェブサイト）https://www.soumu.go.jp/main_content/000734828.pdf

2 新たな裁判手続（非訟事件）の創設

(1) 新手続の概要

そこで改正法では、現行法上の発信者情報開示請求権に加えて*4、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第4章）と称する非訟手続（以下「新手続」という）を新たに設けることとした（下図参照）。

新手続は、裁判所が、①CP及びAPに対する発信者情報開示命令、②(ア)CPが被害者に、APの氏名住所等を提供すること、及び(イ)CPがAPに、CPが保有する発信者情報を提供することを、CPに対して命じる提供命令、③APに発信者情報を消去しないよう命じる消去禁止命令、を1回の非訟手続の中で、順次審理・発令していくものである。①の発信者情報開示命令事件の審理を行っている間に、②の提供命令③の消去禁止命令が先に発令され、①の発令または申立却下により、一連の手続が終了するという流れになる。

CPへの手続とAPへの手続を1つにまとめ、1回の非訟手続により発信者の特定までできるようにしたことで、被害者の負担軽減を目指すとともに、

提供命令や消去禁止命令を発令することで、時間切れで発信者の特定ができないという事態を回避することを狙いとしている。

個々の命令の要件等は次の通りである。

(2) 発信者情報開示命令（改正法 8 条）

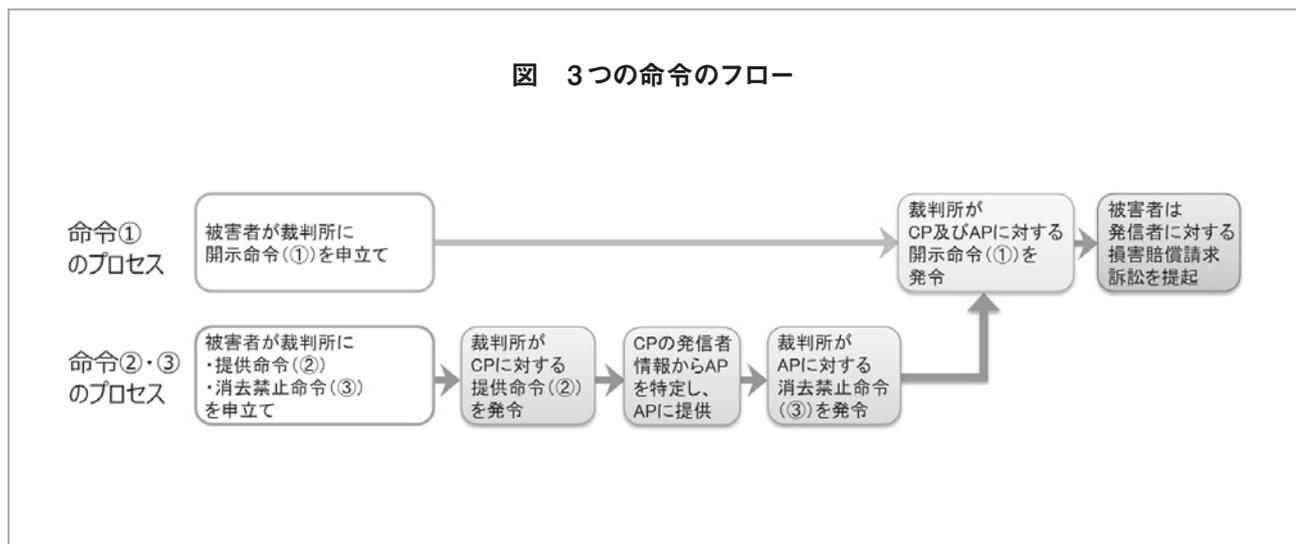
実体法上の開示請求権に基づき、新手続において発信者情報開示命令を発令することができる（同条）。

発信者情報開示請求権の要件は、現行法から変更は無く、権利侵害の明白性（現行法4条1項1号、改正法5条1項1号）と正当理由（現行法4条1項2号、改正法5条1項2号）である（新設の「特定発信者情報」の開示には、追加で補充性要件が必要である。後述する）。

改正の検討に当たっては、明白性要件の緩和について議論があった*5ものの、最終的には明白性要件を維持することとなった（本特集別稿参照）。

(3) 提供命令（改正法 15 条）

発信者情報開示命令事件の係属裁判所は、被害者の申立てにより、「発信者情報開示命令の申立て



* 出典：総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」（令和2年12月）18頁

* 4：開示請求権に「代えて」とするのか「加えて」とするのか議論があった（最終とりまとめ14頁以下）ところであるが、「加えて」となった。従って、現状通り2段階の裁判手続を経て開示請求を行うことは可能であり、任意開示請求も可能である。詳細は本特集別稿を参照されたい。

* 5：最終とりまとめ28頁

に係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるとき」は、「発信者情報開示命令の申立ての相手方である」CPまたはAPに対し、提供命令を発令することができる（同条1項）。

命令の内容は、①CPが保有する発信者情報からAPが特定できる場合はAPの氏名等情報（同項1号イ）を、特定のための発信者情報を保有していない場合やAPの特定ができない場合はその旨（同ロ）を、それぞれCPが被害者に書面又は電磁的方法により提供すること、②被害者が、CPから開示されたAPの氏名等情報に基づき、当該APに対し発信者情報開示命令を申立て、CPが被害者から、APに申立てをした旨の通知を受領したときは、CPがAPに、CPが保有する発信者情報を提供すること（同項2号）である。

なお、CPが保有する発信者情報そのものは、被害者には開示されない。

提供命令は、発信者情報開示命令事件が終了したとき（同条3項1号）または、被害者が①の提供を受けた日から2か月以内に②の通知をしなかったとき（同条3項2号）は効力を失う。

また、提供命令発令後も、被害者は提供命令申立ての一部または全部を取り下げることができ（同条4項）、提供命令を受けたCPやAPは即時抗告をすることができる（同条5項）。

(4) 消去禁止命令（改正法16条）

発信者情報開示命令事件の係属裁判所は、被害者の申立てにより、「発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるとき」は、「発信者情報開示命令の申立ての相手方である」CPまたはAPに対し、発信者情報開示命令事件が終了するまでの間、発信者情報を消去してはならないとする消去禁止命令を発令することができる（同条1項）。

また、消去禁止命令発令後も、被害者は消去禁止命令申立ての一部または全部を取り下げることが

でき（同条2項）、消去禁止命令を受けたCPやAPは即時抗告をすることができる（同条5項）。

(5) 実務上の流れ

ア 実際の手続の流れとしては、次のようになるものと思料される。

被害者がCPに対し、発信者情報開示命令の申立てを行い、同時にCPに提供命令の申立てを行う。

裁判所は、発信者情報開示命令事件の審理と並行して、CPに対し提供命令を発令する。

被害者は、CPから提供されたAPの氏名等情報をもとに、APに対しても発信者情報開示命令を申立てる。またこれと同時に、当該APに対し提供命令及び消去禁止命令の申立てを行い、発令を得る。提供命令申立てを再度行う理由は、当該発信が複数APを経由している場合に備えるためである。

発信者情報開示命令事件の審理が終了し、同命令が発令されれば、相手方であったCP及びAPから各々が保有している発信者情報の開示を受ける。

イ 実際の運用は、裁判所からの情報提供が待たれるが、提供命令による情報提供を受けてAPに発信者情報開示命令を申立てる場合は、本改正は1つの非訟手続内で発信者情報開示がなされることを狙いとしていることから、別事件として申立てるのではなく、先行事件にて、APを相手方に追加することになるものと思われる。

また、提供命令により氏名等情報が開示されたAPが発信者の氏名住所を保有している場合でも、被害者は、開示命令発令まで発信者情報そのものの開示は受けられないため、そのことを知るすべはない。従って、CPから開示を受けたAPや、APから開示を受けたAPに、取り敢えずは提供命令申立てをするしかない。実際は、APが手続内で、他のAPは経由しておらず、これ以上の提供命令発令の必要性が無い旨を述べ、申立

人が提供命令を取り下げることになるものと思われるが、APが誤解していたり、虚偽を述べていた場合には、開示命令が発令されても、ログが消去されていて後の祭りになる可能性があり、問題が残る*6。

(6) 管轄・取下げ・不服申立て等

新手続きの創設にあたり、管轄や不服申立て等についても、規定がなされた。実務上、重要と思われる点のみ概観する。

ア 国際裁判管轄（改正法9条）

プロバイダが海外事業者である場合に専ら問題となるが、新手続きも民事訴訟法の定めと同一である（管轄権に関する合意等も同一である）。

現行法における発信者情報開示請求訴訟または仮処分では、海外事業者に対する訴えは、「日本において事業を行う者」に対する「日本における業務に関する」訴え（民法3条の3第5号）として、日本の裁判所の管轄権が認められてきた。

改正法では、同様の定めが9条1項3号に定められており、新手続きは同条に基づき、海外事業者に申立てが可能となる。

イ 国内管轄（改正法10条）

海外事業者に対する発信者情報開示請求につき、現行法における発信者情報開示請求訴訟または仮処分では、民事訴訟規則6条の2に基づき、最高裁判所規則で定める地である東京都千代田区を管轄する東京地方裁判所が管轄を有してきた。

改正法では、同様の定めが10条2項に定められており、新手続きに対応する最高裁規則の定めはまだ無いものの、民事訴訟規則同様となるものと思われる。

また、東京高裁・名古屋高裁・仙台高裁・札幌

高裁管内の事件に関しては東京地裁が、大阪高裁・広島高裁・福岡高裁・高松高裁管内の事件に関しては大阪地裁が、それぞれ競合管轄を有することとなった（同条3項）。民訴法の意匠権等の訴えと同様であり、仲裁法改正案にも規定がある。専門事件を集中させ、手続の迅速化を可能とする狙いがあるものと思われる。なお、特許権等の権利侵害に係る事件は、上記裁判所が専属管轄となるので注意が必要である（同条5項）。

なお、提供命令により判明したAPに対する発信者情報開示命令事件は、CPに対する発信者情報開示命令事件の係属裁判所が専属管轄を有する（同条7項）。

ウ 申立書の写しの送付等（改正法11条）

裁判所は、発信者情報開示命令の申立てがあった場合には、当該申立てが不適法であるとき又は当該申立てに理由が無いことが明らかなきを除き、申立書の写しを相手方に送付しなければならない（11条1項）。海外送達に半年から1年を要することから、副本の送達ではなく、申立書の送付という簡易な方法を取ることとされた。写しを送付することができない場合は、不適法な場合と同様に、補正がなされない場合は却下できる（同条2項）。

また、発信者情報開示命令申立てについての決定に際しては、当事者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由が無いことが明らかであるとして申立てを却下するときにはこの限りではない（同条3項）。

エ 取下げ（改正法13条）

発信者情報開示命令の申立ては、申立てについての決定が確定するまで、全部または一部を取り下げることができる（同条1項）。ただし、申立てについての決定後（同項1号）や、提供命令の発令後

*6：筆者取扱事例で、債務者代理人が保全手続内で説明した内容が事実と反しており、仮処分命令が発令されたものの、結局、発信者の特定に至らなかったという大変憂慮される事例があった。プロバイダ内の情報について被害者は確認のしようがなく、裁判所も被害者もプロバイダの説明を鵜呑みにするしかない。発令後だと裁判所の手を離れてしまっているため、実情を伝えられず、非常にもどかしい思いがある。

(同項2号)は相手方の同意が必要である。

従って、提供命令にてAPの氏名等情報を得た後に、CPに対する申立てのみ取り下げるには、CPの同意が必要になる。

オ 異議の訴え(改正法14条)

発信者情報開示命令の申立てについての決定に不服がある当事者は、1か月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができ(14条1項)、訴訟に移行する。

当該期間内に異議の訴えが提起されなかったときや、異議の訴えが却下されたときは、決定は確定判決と同一の効力を有する(同条5項)。

(7) 発信者の権利保護

研究会では、表現の自由の観点から、発信者の権利保護についても多く議論された。

議論を踏まえ、現行法では、発信者情報開示請求を受けたプロバイダが、発信者に意見を聴取する義務があると定められているところ、改正法では、当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合は、その理由も聴かねばならない*7とされた(改正法6条1項)。

また、新手続きにおいて、発信者も手続きに参加できるような制度の構築を求める声もあった*8が、発信者情報開示命令を受けたときには意見照会で開示を拒否した発信者へ通知しなければならないこと(改正法6条2項)、及び利害関係を疎明した第三者が新手続きの記録を閲覧できること(改正法12条)のみ規定された。ただし、発信者が記録を閲覧した場合は、発信者の氏名住所が記載された閲覧請求が記録につづられ、被害者に発信者の情報が知れることとなるので、実際に閲覧する発信者は少ないと思われる。

なお最終とりまとめ*9では、発信者情報開示命

令が発令された場合に、発信者からプロバイダに対して異議申立てを希望する旨の意向が示された場合は、プロバイダは可能な限り発信者の意向を尊重した上で、個別の事案に応じた総合的な判断により異議申立ての可否を判断することが望ましいとされた。しかしながら、プロバイダは権利侵害の明白性につき判断しづらい立場である中、顧客でもある発信者との関係で、発信者の意向に反することは難しいとも思われ、これまで任意開示が進まなかったことを考慮すると、争訟性の低い事案でも異議申立てがなされて、被害者救済の迅速性を重視した新手続きの趣旨と逆行しないか懸念される。

また意見照会により、発信者を萎縮させるのではとの指摘*10もあったが、発信者に意見照会しプロバイダに適切な反論をさせる方が発信者の権利保護には有益であるとして、意見照会義務は維持された。匿名に乗じて、明白な権利侵害投稿を連続して行う者も多く、実務では、意見照会が、そのような発信者に新たな権利侵害投稿を思いとどまらせる一定の副次的効果があるとされてきたが、これは引き続き期待ができるであろう。

3 削除請求との関係

権利侵害投稿の削除(送信防止措置)請求については、新手続きは適用されず、従前同様、仮処分又は本案訴訟にて行うこととなる。

削除請求事件の管轄は、被害者の住所地とされている。そのため、これまでも発信者情報開示請求と削除請求の管轄裁判所が異なることがあった(特に仮処分では併合請求における管轄が適用されない。民事保全法12条)が、新手続きでは、管轄裁判所が同一となる場合でも、開示請求と削除は別事件として進行することになるので注意が必要である。

*7: ただし、現状殆どのプロバイダは意見照会の際に理由も聴取しているため、実務に与える影響は少ないと思われる。

*8: 最終とりまとめ24頁

*9: 最終とりまとめ27頁

*10: 最終とりまとめ23頁

4 実務に与える影響

新手順を非訟事件として、発信者情報開示が1つの手順内で行われ、提供命令と消去禁止命令による速やかなログ保全が可能となったことにより、被害者の権利救済は前進するものと思われる。また、非訟事件とすることで書面審理や口頭審理も可能となり、電話やテレビ会議システムでの開催も可能となり得ることから、遠方在住の被害者の負担軽減も期待される。さらに、発信者情報開示請求訴訟においては、第三者の閲覧による二次被害を回避するため閲覧制限をかけることがあったが、非訟手続は非公開のため、閲覧制限は不要となる。他方で、命令の確定に1か月を要し、異議申立てがなされれば訴訟移行となるため、新手順を利用したために却って発令までに時間を要する事案も生じると思われる。

また、非訟事件が非公開である故、事例の共有・蓄積が困難になるとの指摘*11がある。この点に関し最終とりまとめでは、プロバイダが主体的に事案を共有・蓄積することが可能といった記載があるが、プロバイダの性善説に頼ることは楽観的に過ぎるのではない。現行法下でも、プロバイダからはプロバイダ側に都合の良い事案しか提出されてこなかった。裁判所からの積極的な公表に加え、開示請求者側も協力して事例の共有・蓄積をしていく必要があると思われる。

プロバイダ性善説への不安という点では、提供命令への協力の問題もある。不熱心なCPが、提供命令に反しAPの特定に協力しない場合や、APに必要な情報提供を行わない場合は、制度そのものが機能しない恐れがある。また近時、情報流通量の増大に伴い、IPアドレスとタイムスタンプのみでは発信者が特定できず、付加的情報が必要となる場合がある。そのためCPが提供命令に基づき、APにIPアドレスとタイムスタンプを提供しても、APが発信

者を特定するには不足するという場合が容易に想定され、そのような場合にAPが付加的な情報が必要な旨をCPや被害者ないしは裁判所に回答する義務があるのか、またそれを知らされた場合に、裁判所は提供命令を発令し直すのかといった問題がある。最終とりまとめ*12では、問題解決のために、CP、AP、有識者などが協力して支援協力を行える体制やノウハウ共有を行う場が必要であり、総務省がそのような場の立ち上げに取り組むことが適当とされた。私見であるが、提供命令前にCPを通じてAPに必要な情報の照会をさせるようにするなど、折角の新手続が画餅にならぬよう、柔軟な運用が求められる。

また国内プロバイダは、共有体制構築も含め一定の協力をすると思われるが、海外事業者が対応するかどうかは不透明と言わざるを得ない。海外事業者については、新手順で解決された送達の問題も勿論あるが、それ以外にも、依頼者の所在地が海外であり連絡に時間を要することを理由に、初回期日の大幅な延期を求めたり、呼出状を受領しなかったり、開示命令が発令された後も数週間後にしか発信者情報を開示しないといった、事実上、発信者の特定を困難にさせる不誠実とも言える対応が散見されてきた。

結局のところ、海外事業者に対して、新手順が効力を発揮するかどうかは、海外事業者の良心によるところが大きく、今後もその対応を厳しく注視していく必要があるものと思われる。

第3 ログイン型サービス

1 問題の所在

ログイン型サービスとは、IDやパスワード等の設定を行い、自身のアカウント登録を行った上で、当

*11：最終とりまとめ28頁

*12：最終とりまとめ20頁

該アカウントにログインすることによって記事を投稿できるサービスであり、FacebookやTwitterが代表的なサービスとして、広く普及している。

前述の通り、法制定当時は、電子掲示板が主流であり、ログイン型サービスは想定されておらず、開示請求できる発信者情報については、「当該権利の侵害に係る発信者情報」（現行法4条1項・下線は筆者による）と定められていた。

ところが、ログイン型サービスでは、ログイン時（またはログアウト時）のIPアドレス及びタイムスタンプといった発信者情報（以下「ログイン時情報」という）は保有しているものの、権利侵害の投稿を送信した際の発信者情報は保有していないことが一般的であるため、このようなログイン時情報が「当該権利の侵害に係る発信者情報」に該当するのか、争いがあった*13。

またログイン時情報を媒介したAPは、権利侵害情報そのものの流通に関与していないため、発信者情報を開示すべき「開示関係役務提供者」（現行法4条1項）に該当するの点も、争いがあった。

このような問題を解消すべく、最終とりまとめ*14では、発信者情報の範囲や開示関係役務提供者の範囲について法改正及び省令改正を行うことが適当と結論付けられ、この動きを受けて、裁判所でもログイン時情報を広く発信者情報に含める傾向*15が見られていた。

2 改正点

(1) 「侵害関連通信」（改正法5条3項）

改正法5条3項は、ログイン時情報や、その他の符号で発信者を特定するために必要な範囲内である

ものとして総務省令で定めるものを「侵害関連通信」と定義したうえで、後述のとおり「侵害関連通信」に係る発信者情報の開示請求を認めることとし、開示請求の対象範囲を広げた。

ログイン時情報以外の「必要な範囲内の情報」の具体的内容については総務省令を待つほかに無いが、最終とりまとめ*16では、電話番号等によるSMS認証を行った際の通信に係る情報や、アカウント取得時の情報も、必要最小限に限定した上で開示対象とすることが適当であるとされたため、これらは省令に含まれるものと思われる。

(2) CPに対する「特定発信者情報」開示請求権（改正法5条1項1号ないし3号）

改正法5条1項は、発信者情報について、いわゆる従来型の発信者情報と、「特定発信者情報」に分けた上で、「特定発信者情報」を「発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう」と定義した。その上で、CPに対する「特定発信者情報」の開示請求権を認め、開示対象となる発信者情報を権利侵害投稿時のものに限定せず、ログイン時情報等までに範囲を広げた。

ただし、開示対象範囲を徒に拡大することは通信の秘密やプライバシーとの関係で問題となるため、特定発信者情報の開示が認められるのは飽くまで例外的な場合に留めることとし、従来型の発信者情報の開示要件である権利侵害の明白性（同項1号）及び正当理由（同項2号）の要件に加えて、権利侵害投稿時の通信経路を辿って発信者を特定することが困難である場合に限定することとした。

具体的には、①当該権利侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めると

* 13：肯定した裁判例として東京高裁平成26年5月28日判決（判例時報2233号113頁）、否定した裁判例として東京高裁平成26年9月9日判決（判例タイムズ1411号170頁）などがある。

* 14：最終とりまとめ11頁

* 15：筆者の取扱事例では、ログイン型サービスにおいて、同一アカウントから頻繁に投稿が行われていた事案で、投稿した際のログイン時情報は失われていたが、アカウント主は同一であると推定されるとして、直近のログイン時情報につき、開示が認められた事例がある。

* 16：最終とりまとめ10頁

き（同項3号イ）、②プロバイダが保有する当該権利侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が、発信者の住所氏名や他のプロバイダの特定に資する情報以外の発信者情報であって、総務省令で定めるもののみであると認めるとき（同号ロ）、③特定発信者情報を除く発信者情報では、権利侵害投稿の発信者を特定できないと認めるとき（同号ハ）のいずれかを満たす場合にのみ、特定発信者情報の開示請求権を認めると整理された。

「特定発信者情報」の内容は総務省令で定めるとされているため、現時点では具体的に想定されている場面は不明であるものの、例えば、①は権利侵害投稿時のログを保有しておらず、ログイン時情報等しか保有していない場合*17、②はメールアドレスや電話番号のみ保有している場合、③は権利侵害投稿時のログを保有はしていたが、保存期間経過によりAPからの追跡が困難な場合や、付加的な情報が無ければ発信者が特定できない場合が想定されているのではないと思われる。

(3) AP に対する発信者情報開示請求権 (改正法5条2項)

ログイン時情報を媒介したAPは、発信者情報を開示すべき「開示関係役務提供者」に該当するのかという争点を解決すべく、改正法5条2項は、「開示関係役務提供者」の範囲を拡大し、当該侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者を「関連電気通信役務提供者」とし、APに対するログイン時情報の開示請求を認めた。

開示の要件は、従来の発信者情報開示と同様である。

(4) 実務に与える影響

今回の改正により、ログイン型サービスを利用して権利侵害投稿がなされた場合の発信者情報開示について、法的論点を立法により解決したものであり、被害者救済の可能性は高まると思われる。

他方で、改正法は権利侵害投稿時の情報そのものではない情報の開示を認めるため、総務省令では権利侵害投稿との関連性の観点から、一定の限定を付した内容になることが想定され、その内容によっては、改正の趣旨が生かされない制度にもなりかねない。総務省令の動向を注視したい。

第4 終わりに

被害者救済に資する実効性のある制度にするには、開示請求側代理人の努力が欠かせない。開示請求側代理人も研鑽を積み、新制度の利用事例を蓄積・共有できる場を構築するなどして、被害者の権利救済に尽力していきたい。

また、被害者の権利救済には、新制度を利用せずとも、発信者情報が任意に開示されることが固より重要である。一般社団法人セーフアーインターネット協会(SIA)が策定した「権利侵害明白性ガイドライン」*18を手掛かりに、プロバイダも積極的に任意開示を行うことが求められる（詳細は本特集別稿5頁）。

* 17: 「保有していない」とは投稿当初からなのか、開示請求時なのか、条文のみでは判然としないが、最終とりまとめ9頁の脚注14では、「当初から侵害投稿時ログが記録・保存されていない場合に限るべき」という指摘があった」との記載があったことから、翻ってみれば、開示請求時に保有していないという趣旨ではないと思われる。

* 18: 権利侵害明白性ガイドライン（(一社)セーフアーインターネット協会ウェブサイト）
https://www.saferinternet.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/infringe_guideline_v0.pdf